

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）第16条において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、令和4年2月28日付け京都市達都ま第23号、第24号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和4年2月28日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

- (1) 足立 修 新潟県新発田市東新町四丁目3番23号
- (2) 兼平 美智子 静岡県富士市中野454番地の13

2 当該特定空き家等の所在地

京都市左京区吉田下阿達町19番7

3 管理不全状態の内容

当該特定空き家等は、条例第2条第1項第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」及び「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」である空き家等であり、なおかつ、広範囲で屋根が崩落するなど、劣化は著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空き家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和4年5月2日

(都市計画局まち再生・創造推進室)